

「広報みやこじま」広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この要領は、宮古島市有料広告掲載取扱要綱（平成21年宮古島市告示第11号。以下「要綱」という。）に基づき、市が発行する広報誌「広報みやこじま」（以下「広報誌」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、表紙と最終ページを除く秘書広報課が指定する位置とする。

(掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、宮古島市有料広告掲載取扱要綱に基づき掲載の可否を決定する。

(広告の規格と掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は次のとおりとする。

縦5cm×横18cm 月額15,000円

縦5cm×横8.5cm 月額10,000円

(掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報誌等への掲載により行うものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広報誌に広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広報誌発行日(毎月1日)の2ヶ月前までに宮古島市有料広告掲載取扱要綱第7条で規定されている様式第1号に原稿案を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、広告掲載申込みがあったときは、宮古島市有料広告掲載取扱要綱第9条で規定されている宮古島市広告選定委員会(以下「委員会」という。)による審査を得て掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により適否を決定したときは、宮古島市有料広告掲載取扱要綱第8条第3項で規定されている様式第2号により申込者に通知するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 掲載を決定された申込者(以下「広告主」という。)は、前条による掲載決定後、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

(原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにEメール等により提出するものとする。

(掲載期間)

第10条 掲載期間は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位とし、連続する掲載期間は最長12ヶ月とする。

(広告内容の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が全て負うものとする。

2 広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広報誌広告掲載後において掲載の取下げを申し出ることができる。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広報誌広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき

(掲載料の返還)

第14条 既に納付した広告掲載料は、変換しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 掲載開始前において、広告主の責めに帰することができない事由により広告を掲載できなかった場合、既納の広告掲載料の全額を返還する。
 - (2) 掲載開始後において、広告主の責めに帰することができない事由により広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じて既納の広告掲載料を返還する。ただし月の途中で掲載することができなくなった場合は、当該月の日数による日割りとし、1円未満は切り捨てるものとする。
- 2 前項の規定による返還する広告掲載料には、利子を付さない。
 - 3 広告掲載料の返還を受けようとするものは、「広報みやこじま」広告掲載料返還請求書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第15条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この基準は、平成28年3月 日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

「広報みやこじま」広告掲載料返還請求書

年 月 日

宮古島市長 殿

請求者 住所

氏名 印

連絡先 電話番号

FAX 番号

「広報みやこじま」への広告の掲載料について、「広報みやこじま」広告掲載取扱基準第14条第3項の規定により、次のとおり返還を請求します。

請求金額	円
返還請求期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
広告掲載料返還理由	
振込先 金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 支所 農協
	預金種別 普通 当座
	店番号 口座番号
	口座名義人

備考

口座名義人は、請求者本人と同一名義にしてください。